

一般社団法人石川県銀行協会

定 款

改正決議年月日	認可番号
昭和21年1月11日制定	蔵融第 167号
昭和22年7月20日	蔵銀第 739号
昭和23年3月30日	令 第 456号
昭和23年8月31日	蔵銀第 612号
昭和25年10月24日	蔵銀第 240号
昭和33年5月20日	蔵銀第 763号
昭和38年3月26日	蔵銀第 526号
昭和40年3月2日	蔵銀第 377号
昭和56年7月14日	北陸財金第 155号
昭和58年4月26日	北陸財金第 40号
平成1年4月25日	北陸財金第 49号
平成10年3月3日	北陸財金第 386号
平成15年3月18日	北陸財金1第 38号
平成24年3月23日	経 第2058号
(平成24年4月1日一般社団法人移行のため改正)	
令和5年3月28日	令和5年4月1日改正

目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	社 員	2
第4章	総 会	4
第5章	役 員	8
第6章	理 事 会	10
第7章	加入金及び経費分担金	12
第8章	資産及び会計	12
第9章	定款の変更及び解散	15
第10章	公告の方法	15
第11章	事 務 局	15
第12章	雑 則	16
附	則	16

一般社団法人石川県銀行協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人石川県銀行協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、石川県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 金融、経済に関する調査及び研究
- (3) 関係官庁その他に対する建議及び答申
- (4) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (5) 金融機関関係者相互の親交及び連絡
- (6) 銀行職員の研修及び厚生に関する事項
- (7) 相談所の設置、運営
- (8) その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

第 3 章 社 員

(社員の要件)

第 5 条 本協会の社員となることのできる者は、石川県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第 6 条 社員となることを希望する銀行は、入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

(加入金)

第 7 条 新たに本協会の社員になる者は、第38条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第 8 条 第 6 条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これをすべての社員に通知しなければならない。

2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第 9 条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1 週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これをすべての社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 10 条 社員である資格は次の事由によって喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 第 5 条に記載した資格の喪失

(3) 整理のため休業したとき、または破産手続開始決定を受けたとき

(4) 解散または合併による消滅

(5) 除名

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

(1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行

(2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行

(3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 2 号または第 4 号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行

(4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 2 号または第 4 号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

(5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(退会)

第 12 条 退会の申出は、書面をもって行い、総会の承認を得なければならない。

(除名)

第 13 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき
- (2) 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失の通知等)

第 14 条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを資格喪失者及びすべての社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第 15 条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 16 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律上の社員総会とする。

(総会の種類)

第 17 条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年3月に開催する予算総会及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する決算総会とする。
- 3 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の1週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、社員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることを定めた場合には、総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、会長とする。

2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の

中から議長を選出する。

(総会の議決権)

第 20 条 各社員の議決権は 1 個とする。

2 総会に出席しない社員は、第18条の規定によりあらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の出席した社員にその権限の行使を委任することができる。

3 前項の場合において、書面をもって議決権を行使し、または委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

4 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。また、権限の行使を委任する場合には、委任状を本協会に提出するものとする。

(総会の決議)

第 21 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の権限)

第 22 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事を選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画、収支予算及び決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が記名、押印し、事務所に備えて置か

なければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 24 条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事または常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(理事・監事の選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は社員の役職員の中から選任する。ただし、理事1名及び監事1名は、社員の役職員以外の者から選任することができる。

3 会長及び専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を総理する。

3 専務理事または常務理事は、会長を補佐し、会長の指示にもと

づき常務を総括し、業務を執行する。

4 会長及び専務理事または常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事に欠員を生じたときは、第25条の規定によりこれを補充する。

4 補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3

以上の同意により解任することができる。

- (1) 本定款に違反したとき
- (2) 本協会の理事又は監事としてふさわしくない行為をしたとき
(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事または常務理事及び社外監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 31 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事または常務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議する事項の決定
- (5) その他この定款に別に定める職務

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。また、会長以外の理事は、会長に対して、会議の目的である事項を記載した書面を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 2 会長は理事会を招集しようとするときは、理事会の日の5日間

前までに、各理事及び監事に対して、その会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、記名、押印し、事務所に備えて置かなければならない。

- 2 代表理事に事故があるときは、出席した理事及び監事が記名、

押印する。

第 7 章 加入金及び経費分担金

(経費負担義務)

第 37 条 社員は、本定款の定めるところにより、経費を分担する義務を負う。

(加入金及び経費分担金)

第 38 条 本協会の加入金及び経費分担金は、総会において別に定める基準にもとづいて、納付しなければならない。

- 2 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。
- 3 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載の財産
- (2) 加入金及び経費分担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

2 資産は、基本財産及び通常財産の 2 種に分ける。

基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の半数以

上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 本協会の資産は、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 41 条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、決算総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書 (これを法律上の事業報告とする)

- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 収支計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿、役員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

3 主たる事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

（剰余金）

第 44 条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金）

第 45 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

（事業年度）

第 46 条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計規則）

第 47 条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 48 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 49 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 50 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、石川県において発行する北國新聞に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

（事務局）

第 52 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 53 条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

(定款の効力)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事(会長)は安宅建樹、業務執行理事(常務理事)は長野勉とする。

(事業年度)

3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(改正)

4. この定款は、令和5年4月1日から施行する。